

いじめ防止基本方針

R 5 年 4 月

1 いじめ等問題行動に対応する基本方針

いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常生活の事象面で把握したことがらは、軽微に捉えずに将来深刻ないじめになる可能性がある。一見、じゃれあいに見えるところから、気付かないうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどである。この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見・対応する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(文部科学省 いじめの定義より)

3 主な取組み

【教師がすること】

(1) いじめ防止対策として

- ・「わかる授業」を努め、児童の自己有能観を醸成する。
- ・道徳教育を充実し、心の教育の推進を図る。
- ・各委員会活動を充実し、児童による自治意識の向上を図る。
- ・インターネット・携帯電話によるいじめの予防及び対策を図る。

(2) いじめの早期発見・対応に努める。

- ・学期に 1 回の教育相談（アンケート及び面談）実施。
- ・日常の子どもの見取り。
- ・児童の様子を注意深く観察。
- ・欠席児童の把握。
- ・ささいなことでも情報交換。
- ・児童に関する情報はすべて生徒指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告。
- ・気になる事案がある場合は「職員会議後の児童情報交換」で対応。
- ・常時、必要な情報は全職員で共有して対応する。
- ・いじめ相談窓口、心の巣箱（教育相談箱）、スクールカウンセラーによる教育相談を学校だより等で周知する。

- (3) 教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応をしていく。
- (4) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- (5) いじめ対応として、いじめの記録については、今後重大事態へ発展する可能性も鑑み生徒指導主任が行い、全ての記録を保存する。(該当児童卒業後3年間保存)
- (6) 人権教育年間指導計画に沿った取組みを行う。

【児童がすること（教師の指導の下）】

- (1) 帰りの会等で一日を振り返る。
 - ・反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - ・学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 友達の名前をくん、さん、で呼び合うことを児童の取組みとして行い、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

【家庭に協力を求めること】

解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を依頼する。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を依頼する。

4 インターネット・携帯電話によるいじめ

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。(必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。)
- ③ 早期発見の観点から、町教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ④ 児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ⑤ パスワード付きサイトや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

5 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会が兼ねる）を設置して、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

いじめ対策委員会（校長，教頭，教務主任，生徒指導主任 ※場合により養護教諭・特別支援コーディネーター等）

「いじめ対策委員会」の取組み		その他，全職員等での取組み
1 学期	<p>【4月】いじめの未然防止への取組み内容の検討</p> <p>【4月】望ましい集団づくりのための取組み内容の検討</p> <p>【4月】いじめ等問題行動に対する学校方針の検討</p> <p>【5月】教育相談の取組み内容検討</p> <p>【7月】1学期の取組みの反省と2学期以降の取組みの検討</p>	<p>【4月】関係機関※1の担当者の把握（生徒指導主任）</p> <p>【4月】学校のいじめ等問題行動に対する方針をホームページで公開</p> <p>【6月】教育相談後の情報交換</p>
2 学期	<p>【10月】教育相談の取組み内容検討</p> <p>【10月】人権週間の取組み内容の検討</p> <p>【12月】2学期の取組みの反省と3学期以降の取組みの検討</p>	<p>【9月】夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議）</p> <p>【10月】教育相談後の情報交換</p>
3 学期	<p>【2月】教育相談の取組み内容検討</p> <p>【2月】3学期の取組みの反省と来年度の取組みの検討</p>	<p>【1月】冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議）</p> <p>【2月】教育相談後の情報交換</p>
定期的取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員会議で児童についての情報交換 ・児童の一日の振り返り（帰りの会，日記等） 	

6 「いじめ防止対策基本方針」の公表について

年度初めに保護者及び学校関係者評価委員会に公表する。

※関係機関

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・横芝光町教育委員会
0479-84-4116 ・東上総児童相談所
0475-27-1733 ・横芝光町社会福祉課
0479-84-1257 ・外房地区少年センター（少年課）
0475-22-3741 | <ul style="list-style-type: none"> ・山武警察署生活安全課
0475-82-0110 ・東上総教育事務所
教育相談専用電話（直通）0475-23-4460 ・山武郡市教育相談センター
0475-54-0367 |
|---|--|

いじめ対応マニュアル (いじめを把握したとき)

